

昭和十八年九月三十日

大東亞大臣青木一男



内閣總理大臣東條英機殿

從三位村田省藏ヲ特命全權大使ニ
御親任被為在候様致度此段及内
申候也



東
七
カ
一

昭和十八年九月三十日

大東亞大臣官房人事課長

内閣官房人事課長殿

拜啓陳者特命全權大使村田省藏
フィリピンニ出張方ニ關シ別紙進達候
處右ハ大正六年勅令第六十四號ニ依リ
特ニ重要ナル任務ヲ處理スル為派遣
セララルモノナルニ付右御令ヲ以テ可然

上
奏
書
用
紙

規格 B-4 (東横2102)

御取計相成度此段申進候 敬具

上奏書用紙

規格 B-4 (東東2102)

内閣第八四七號

起 昭和十八年九月三十日

裁可 昭和十八年九月三十日

決定 昭和十八年九月三十日

施行 昭和十八年九月三十日

内閣書記官

内閣總理大臣

内閣書記官長

様復陳者從三位村田省藏ニ關シ手續
進行方御申越ノ件了承十月二日内奏
御允許ヲ仰キ候條御諒知相成度此段
申進候

昭和十八年十月二日

内閣總理大臣

大東亞大臣宛

拜啓陳者從三位村田
省藏ヲ特命全權大使
ニ御親任儀御内語ヲ

遂に置て候處に般手續
相進度候條可成る至急
貴大臣に於て内奏し遂に
之レ何公ノ儀御回示相
煩度此段及内願候

敬具

昭和十八年九月三十日

大東亞大臣青木一男

内閣總理大臣東條英機殿

内閣總務長官陸軍大臣陸軍大將正三位勳一等東條英機

兼任商工大臣

鐵道大臣正三位勳一等八田嘉明

兼任遞信大臣

商工大臣從三位勳等岸 信介

任國務大臣